

## 機械・電気設備請負工事必携

### 1 機械・電気設備工事共通仕様書

#### 新旧対比表

(令和7年2月)

	改訂前	改訂後
目次	<p>目次</p> <p>第1編 共通事項附則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-附-1 適用 . . . . . 附-1</p> <p>1-附-2 用語の定義 . . . . . 附-1</p> <p>1-附-3 工程表 . . . . . 附-1</p> <p>1-附-4 建設副産物 . . . . . 附-1</p> <p>1-附-5 監督職員による確認及び立会等 . . . . . 附-4</p> <p>1-附-6 出来形数量の算出 . . . . . 附-5</p> <p>1-附-7 工場製品確認 . . . . . 附-5</p> <p>1-附-8 技術検査 . . . . . 附-6</p> <p>1-附-9 工事中の安全確保 . . . . . 附-6</p> <p>1-附-10 環境対策 . . . . . 附-10</p> <p>1-附-11 準拠すべき主な技術規定 . . . . . 附-11</p> <p>1-附-12 官公庁等への手続等 . . . . . 附-12</p> <p>1-附-13 提出書類 . . . . . 附-12</p> <p>1-附-14 火災保険等 . . . . . 附-12</p> <p>1-附-15 システム設計管理 . . . . . 附-13</p> <p>1-附-16 保険の付保及び事故の補償 . . . . . 附-13</p> <p>1-附-17 暴力団等の排除 . . . . . 附-13</p> <p>1-附-18 個人情報の取扱い . . . . . 附-15</p> <p>1-附-19 現場代理人の取扱い . . . . . 附-17</p> <p>1-附-20 配置技術者の取り扱い . . . . . 附-19</p> <p>1-附-21 調査・試験に対する協力 . . . . . 附-20</p> <p>1-附-22 施工体制台帳 . . . . . 附-20</p> <p>1-附-23 交通安全管理 . . . . . 附-21</p> <p>1-附-24 工事完成図書の納品 . . . . . 附-21</p> <p>1-附-25 設計図書の変更 . . . . . 附-22</p> <p>1-附-26 担当技術者 . . . . . 附-23</p>	<p>目次</p> <p>第1編 共通事項附則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-附-1 適用 . . . . . 附-1</p> <p>1-附-2 用語の定義 . . . . . 附-1</p> <p>1-附-3 工程表 . . . . . 附-1</p> <p>1-附-4 建設副産物 . . . . . 附-1</p> <p>1-附-5 監督職員による確認及び立会等 . . . . . 附-4</p> <p>1-附-6 出来形数量の算出 . . . . . 附-5</p> <p>1-附-7 工場製品確認 . . . . . 附-5</p> <p>1-附-8 技術検査 . . . . . 附-6</p> <p>1-附-9 工事中の安全確保 . . . . . 附-6</p> <p>1-附-10 環境対策 . . . . . 附-10</p> <p>1-附-11 準拠すべき主な技術規定 . . . . . 附-11</p> <p>1-附-12 官公庁等への手続等 . . . . . 附-12</p> <p>1-附-13 提出書類 . . . . . 附-12</p> <p>1-附-14 火災保険等 . . . . . 附-12</p> <p>1-附-15 システム設計管理 . . . . . 附-13</p> <p>1-附-16 保険の付保及び事故の補償 . . . . . 附-13</p> <p>1-附-17 暴力団等の排除 . . . . . 附-13</p> <p>1-附-18 個人情報の取扱い . . . . . 附-15</p> <p>1-附-19 現場代理人の取扱い . . . . . 附-17</p> <p>1-附-20 配置技術者の取り扱い . . . . . 附-19</p> <p>1-附-21 調査・試験に対する協力 . . . . . 附-20</p> <p>1-附-22 施工体制台帳 . . . . . 附-20</p> <p>1-附-23 交通安全管理 . . . . . 附-21</p> <p>1-附-24 工事完成図書の納品 . . . . . 附-21</p> <p>1-附-25 設計図書の変更 . . . . . 附-22</p> <p>1-附-26 担当技術者 . . . . . 附-23</p>
	改訂前	改訂後
附-5	<p>1-附-7 工場製品確認</p> <p>5. 受注者の体制</p> <p>受注者は、能率的かつ正確に<b>確認</b>が実施できるように努めるものとする。</p> <p>また、主任技術者、監理技術者又は<b>特例監理技術者</b>及びシステム設計技術者は、必ず臨場しなければならない。ただし、<b>特例監理技術者</b>は監理技術者補佐の臨場に代えることができる。</p>	<p>1-附-7 工場製品確認</p> <p>5. 受注者の体制</p> <p>受注者は、能率的かつ正確に<b>確認</b>が実施できるように努めるものとする。</p> <p>また、主任技術者、監理技術者又は<b>専任特例2号</b>及びシステム設計技術者は、必ず臨場しなければならない。ただし、<b>専任特例2号</b>は監理技術者補佐の臨場に代えることができる。</p>
附-17,18	<p>1-附-19 現場代理人の取扱い</p> <p>2. 常駐義務の緩和措置</p>	<p>1-附-19 現場代理人の取扱い</p> <p>2. 常駐義務の緩和措置</p>

(2)受注者は、次の各号に掲げる場合においては、発注者の承諾を得て現場代理人の常駐義務の緩和措置を受けることができる。

- ① 現場着手後において、工場製作のみを行うこととなった期間。
- ② 請負代金額が 4,000 万円未満の工事。

ただし、振動・騒音等の影響が周辺へ懸念される工事や、通行規制等交通管理（歩行者を含む）および沿道の家屋等に対する常時対応が求められる工事等については、緩和措置の適用除外とする。

上記のほか、設計図書において措置の適用除外である旨規定された工事については、緩和措置を受けることができない。

※ 請負代金額が 4,000 万円未満の工事であることのみが緩和理由となっている期間は、1日1回以上当該工事現場に駐在し、業務にあたること。

4. 現場代理人の雇用確認

現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は下表によることとする。  
 なお、受注者は、発注者が直接雇用に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。健康保険証等の写しを提出する際には、保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施さなければならない。

雇用関係を確認するための書類

確認書類	内容	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される

以上により、確認できない場合は、以下のうち、証明できる書類を提出すること

- (1) 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票
- (2) 登記事項証明書の役員名簿欄（監査役は除く）
- (3) 雇用保険被保険者証・資格取得等確認通知書
- (4) 労働基準法に基づく賃金台帳
- (5) 後期高齢者医療被保険者証
- (6) その他証明できるもの

(2)受注者は、次の各号に掲げる場合においては、発注者の承諾を得て現場代理人の常駐義務の緩和措置を受けることができる。

- ③ 現場着手後において、工場製作のみを行うこととなった期間。
- ④ 請負代金額が 4,500 万円未満の工事。

ただし、振動・騒音等の影響が周辺へ懸念される工事や、通行規制等交通管理（歩行者を含む）および沿道の家屋等に対する常時対応が求められる工事等については、緩和措置の適用除外とする。

上記のほか、設計図書において措置の適用除外である旨規定された工事については、緩和措置を受けることができない。

※ 請負代金額が 4,500 万円未満の工事であることのみが緩和理由となっている期間は、1日1回以上当該工事現場に駐在し、業務にあたること。

4. 現場代理人の雇用確認

現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は雇用関係証明書類によることとする。

※雇用関係証明書類とは、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書その他雇用関係を証明できる書類のうちいずれかの書類とします。

※健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証については、有効期限前のものに限り、令和7年12月1日まで、その他雇用関係を証明できる書類として認めます。

※雇用関係証明書類の提出の際には、以下の項目に該当するものについてマスキングを施してください。

書類	マスキング項目
健康保険被保険者証	・保険者番号 ・被保険者等記号・番号
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書	・被保険者整理番号 ・基礎年金番号

※雇用関係証明書類にQRコードがある場合は、そのQRコードを読み取ると保険者番号等がわかるものについても同様にマスキングを施してください。

以上により、確認できない場合は、以下のうち、証明できる書類を提出すること

- (1) 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票
- (2) 登記事項証明書の役員名簿欄（監査役は除く）
- (3) 雇用保険被保険者証・資格取得等確認通知書
- (4) その他証明できるもの

なお、受注者は、発注者が直接雇用に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。

附-19～20

1-附-20 配置技術者の取扱い

1. 配置技術者の雇用関係

- (1) 受注者は、配置技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係を有するものを配置しなければならない。
- (2) 発注者は、配置技術者が受注者と入札公告で定める雇用関係を有していないことを発見した場合、また、その後に適切な配置技術者を配置できなかった場合は、発注者による契約解除の対象

1-附-20 配置技術者の取扱い

1. 配置技術者の雇用関係

- (1) 受注者は、配置技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係を有するものを配置しなければならない。
- (2) 発注者は、配置技術者が受注者と入札公告で定める雇用関係を有していないことを発見した場合、また、その後に適切な配置技術者を配置できなかった場合は、発注者による契約解除の対象

となる場合がある。

なお、提出書類の虚偽記載又は契約解除を理由として大阪府建設工事入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。

**2. 配置技術者の雇用確認**

配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係（以下、「直接雇用等」という。）を確認する書類は下表によることとする。

なお、受注者は、発注者が直接雇用等に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。万一、健康保険証等の写しを提出する際には、保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施さなければならない。

**雇用関係を確認するための書類**

確認書類	内容	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される

以上により、確認できない場合は、以下のうち、証明できる書類を提出すること

- (1) 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票
- (2) 登記事項証明書の役員名簿欄（監査役は除く）
- (3) 雇用保険被保険者証・資格取得等確認通知書
- (4) 労働基準法に基づく賃金台帳
- (5) 後期高齢者医療被保険者証
- (6) その他証明できるもの

となる場合がある。

なお、提出書類の虚偽記載又は契約解除を理由として大阪府建設工事入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。

**2. 配置技術者の雇用確認**

配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係（以下、「直接雇用等」という。）を確認する書類は以下によることとする。

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証

（3ヶ月以上の雇用関係を確認できない場合は、雇用関係証明書類）

※3ヶ月以上の雇用関係は入札公告で求めた場合に確認する。

※雇用関係証明書類とは、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書その他雇用関係を証明できる書類のうちいずれかの書類とします。

※健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証については、有効期限前のものに限り、令和7年12月1日まで、その他雇用関係を証明できる書類として認めます。

※雇用関係証明書類の提出の際には、以下の項目に該当するものについてマスキングを施してください。

書類	マスキング項目
健康保険被保険者証	・保険者番号 ・被保険者等記号・番号
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書	・被保険者整理番号 ・基礎年金番号

※雇用関係証明書類にQRコードがある場合は、そのQRコードを読み取ると保険者番号等がわかるものについても同様にマスキングを施してください。

以上により、確認できない場合は、以下のうち、証明できる書類を提出すること

- (1) 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票
- (2) 登記事項証明書の役員名簿欄（監査役は除く）
- (3) 雇用保険被保険者証・資格取得等確認通知書
- (4) その他証明できるもの

なお、受注者は、発注者が直接雇用等に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。